

須釜公園ネーミングライツ契約の審査基準

＜審査方法＞

(1) 応募資格等審査

応募書類を受理された者が募集要項の「応募資格」を満たしていることを確認するため事前審査を行い、本市がその結果を審査委員会に報告します。審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募資格を満たしていないと判断された者は、失格となります。

(2) 総合審査

ア 各委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募資格を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の審査項目に基づき採点します。

審査項目		主な視点	配点	係数	合計
提案内容	通称	① ・応募施設（須釜公園）としてのイメージや設置目的と合致しているか ・市民にとって親しみやすく、わかりやすいものとなっているか	5点	×6	30点
	金額	② ・金額が最高の者を1位とし、満点（30点）を付与（応募が1者のみの場合も同様） ・2位以下は、金額を1位の金額で除して算出した率に30点を乗じて得た点数を付与（小数点以下切捨て）	—	—	30点
応募者	経営の安定性	③ ・経営理念 ・財務状況から見た経営の安定性、社会的信頼性 ・ネーミングライツ対価の支払能力	5点	×4	20点
	本市他事業や地域への貢献、公園への貢献	④ ・京都市の各種施策・事業や地域等への貢献実績、今後の取組予定など ・須釜公園（又は市内の公園）に対する理念や活動実績、今後の取組予定など	5点	×4	20点
合計			100点		

イ 各委員の採点を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者の中から最も高い得点となった応募者を契約候補事業者として選定します。応募者が1者の場合でも、配点合計の6割以上の得点を取得していれば契約候補事業者として選定します。また、全ての応募者が配点合計の6割に満たない場合は、契約候補事業者は「なし」とします。

ウ 合計得点と同点の場合は、「通称」及び「金額」の合計点を比較して、高い得点となった応募者を契約候補事業者とします。

エ 記載内容に不備があるなど、契約候補事業者として適当ではないと認められる場合は、選定しない場合があります。

＜失格要件＞

- ① 審査期間中に、応募資格を喪失した場合
- ② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 「金額」（予定価格（ネーミングライツ契約料））が募集内容に記された条件を満たしていない場合
- ⑤ 総合審査において、審査項目の「通称」、「経営の安定性」のいずれか一つを審査委員全員が「評価できない」とした場合

＜採点基準＞

大変評価できる(5点)、評価できる(4点)、概ね評価できる(3点)、やや評価できる(2点)、評価できる範囲が少ない(1点)、評価できない(0点)